27　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項、第八項及び第十項、第百八条第六項及び第十三項並びに第百八十六条第十三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第三十条及び第百八条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第三十条、第百八条及び第百八十六条中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第９改訂版」と読み替えることができる。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトに係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

28　令和八年十二月三十一日以前に製作された自動車（農耕トラクタに限る。）については、保安基準第二十二条の三第一項並びに細目告示第三十条第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第百八条第五項及び第七項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第六十八号）による改正前の保安基準第二十二条の三第一項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第三十条第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第百八条第五項及び第七項の規定に適合するものであればよい。

（車線逸脱警報装置）

**第五十一条の二**　（略）

２～９　（略）

10　保安基準第四十三条の六が適用される自動車は、当分の間、細目告示第六十七条の二第一項並びに第百四十五条の二第一項及び第二項の規定中「協定規則第130号」とあるのは、「協定規則第130号補足改訂版」と読み替えることができる。

（削る）

（削る）

（新設）

（新設）

（車線逸脱警報装置）

**第五十一条の二**　（略）

２～９　（略）

10　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の二の規定中「協定規則第130号」とあるのは、「協定規則第130号補足改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日から令和十年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの